

# 水質基準に関する省令で定める水質検査項目(51項目)と基準値

令和2年4月1日現在

項目	基準値	項目	基準値
1 一般細菌	100 CFU/mL 以下	27 総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
2 大腸菌	検出されないこと	28 トリクロ酢酸	0.03 mg/L 以下
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	30 プロモホルム	0.09 mg/L 以下
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	35 銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	38 塩化物イオン	200 mg/L 以下
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下
14 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	40 蒸発残留物	500 mg/L 以下
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	42 ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	43 2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/L 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	45 フェノール類	0.005 mg/L 以下
20 ベンゼン	0.01 mg/L 以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
21 塩素酸	0.6 mg/L 以下	47 PH値	5.8 以上 8.6 以下
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	48 味	異常でないこと
23 クロホルム	0.06 mg/L 以下	49 臭気	異常でないこと
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	50 色度	5 度以下
25 ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	51 濁度	2 度以下
26 臭素酸	0.01 mg/L 以下		

- 平成20年4月1日より、「塩素酸」が追加
- 平成21年4月1日より、「1,1-ジクロロエチレン」が削除され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更
- 平成21年4月1日より、有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値が、「5mg/L 以下」から「3mg/L 以下」に強化
- 2010年(平成22年)4月1日より水道水中のカドミウムの水質基準が0.01 mg/L 以下から0.003 mg/L 以下に改正されました。
- 平成26年4月1日より「亜硝酸態窒素」水質基準0.04 mg/L 以下が追加されました。
- 平成27年4月1日より、ジクロロ酢酸の水質基準が0.04mg/L 以下から0.03mg/L 以下、トリクロ酢酸の水質基準が0.2mg/L 以下から0.03mg/L 以下に改正されました。
- 令和2年4月1日より六価クロム化合物の水質基準が0.05mg/L 以下から0.02 mg/L 以下に改正されました。